

改 正 後

平成 年分の所得税の

申告書(損失申告用) F A O O 5 6

3 翌年以後に繰り越す損失額

番号  一連番号

青色申告者の損失の金額	67	円
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額	68	円
変動所得の損失額	69	円
被災事業用資産の損失額	70	円
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額	71	円
山林所得に係る被災事業用資産の損失額	72	円
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額	73	円
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額	74	円

4 繰越損失を差し引く計算

年分	損失の種類	(A)前年分までに引ききれなかった損失額	(B)本年分で差し引く損失額	(C)翌年以後に繰り越して差し引かれる損失額(B-A)	
A 年 (3年前)	純損失			/	
	年が青色の場合	山林以外の所得の損失			
		山林所得の損失			
	年が白色の場合	変動所得の損失			
		被災事業用資産の損失			
	山林以外の所得の損失				
山林所得の損失					
雑損失					
B 年 (2年前)	純損失			/	
	年が青色の場合	山林以外の所得の損失			
		山林所得の損失			
	年が白色の場合	変動所得の損失			
		被災事業用資産の損失			
	山林以外の所得の損失				
山林所得の損失					
雑損失					
C 年 (前年)	純損失			/	
	年が青色の場合	山林以外の所得の損失			
		山林所得の損失			
	年が白色の場合	変動所得の損失			
		被災事業用資産の損失			
	山林以外の所得の損失				
山林所得の損失					
雑損失					
本年分の株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額		75	円		
本年分の上場株式等に係る配当所得から差し引く損失額		76	円		
本年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額		77	円		
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額		78	円		

- 5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額  79 円
- 6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額  80 円
- 7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額  81 円

資産 整理欄

改 正 前

平成 年分の所得税の

申告書(損失申告用) F A O O 5 5

3 翌年以後に繰り越す損失額

番号  一連番号

青色申告者の損失の金額	66	円
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額	67	円
変動所得の損失額	68	円
被災事業用資産の損失額	69	円
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額	70	円
山林所得に係る被災事業用資産の損失額	71	円
山林所得に係る被災事業用資産の損失額	72	円
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額	73	円

4 繰越損失を差し引く計算

年分	損失の種類	(A)前年分までに引ききれなかった損失額	(B)本年分で差し引く損失額	(C)翌年以後に繰り越して差し引かれる損失額(B-A)	
A 年 (3年前)	純損失			/	
	年が青色の場合	山林以外の所得の損失			
		山林所得の損失			
	年が白色の場合	変動所得の損失			
		被災事業用資産の損失			
	山林以外の所得の損失				
雑損失					
B 年 (2年前)	純損失			/	
	年が青色の場合	山林以外の所得の損失			
		山林所得の損失			
	年が白色の場合	変動所得の損失			
		被災事業用資産の損失			
	山林以外の所得の損失				
雑損失					
C 年 (前年)	純損失			/	
	年が青色の場合	山林以外の所得の損失			
		山林所得の損失			
	年が白色の場合	変動所得の損失			
		被災事業用資産の損失			
	山林以外の所得の損失				
雑損失					
本年分の株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額		74	円		
本年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額		75	円		
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額		76	円		

- 5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額  77 円
- 6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額  78 円
- 7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額  79 円

資産 整理欄

第四表(二) (平成二十一年分以降用)

○第四表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

第四表(二) (平成二十年分以降用)

○第四表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。